

## 行政手続きの英語対応について

令和6年4月19日 国家戦略特区WG  
厚生労働省提出資料

## 資産運用特区の提案に対する厚生労働省の対応案について

厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働保険にかかる行政手続きについて、

- ワンストップセンターに支援スタッフ(通訳)が配置された環境下での手続きを想定
- 外国企業は提出書類を英語の届出様式に英語のみで作成して行政側に提出



日本語ができる社員の確保は必須でなくなる

行政窓口では、

支援スタッフ（通訳）のサポートのもと窓口スタッフが提出書類の確認・受理を実施

○窓口スタッフが提出書類に日本語(カナ等)を追記※

支援スタッフ（通訳）を介して外国企業担当者と記載内容等を確認のうえ追記を行う

※申請を対面で受け付け、支援スタッフ（通訳）を介して窓口で提出資料にカナを追記したことに同意を得ることを想定

- 実施時期、具体的な体制や事務処理方法等は、引き続き提案自治体と調整する

# 參考資料

## 法人設立時に必要となる労働保険の手続き

<b>制度の概要</b> (手続きの目的 等)	労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行わなければならない。
<b>法人設立時の 主な届出事項</b>	○保険関係成立届 法人番号、保険関係成立日、事業所名称（漢字、カタカナ）及び所在地（漢字、カタカナ）、電話番号、事業の種類、労働者数、事業主の氏名等
<b>申請先</b>	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長
<b>提出期限</b>	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
<b>備考</b>	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第4条

## 法人設立時に必要となる雇用保険の手続き

### 制度の概要 (手続きの目的 等)

雇用保険の適用事業所において、一定の要件を満たす労働者を雇用した場合に以下の届出を行う。

- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険被保険者資格取得

#### (雇用保険の適用要件)

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・31日以上雇用見込みがあること 等

※ 雇用保険適用事業所設置届は、雇用保険の適用対象となる労働者を初めて雇用した場合のみ届け出る。

### 法人設立時の 主な届出事項

- 雇用保険適用事業所設置届  
法人番号、事業所名所（漢字、カタカナ）及び所在地（漢字）、電話番号、事業主の氏名等
- 雇用保険被保険者資格取得届  
被保険者氏名（漢字、カタカナ）、性別、生年月日等

### 申請先

事業所の所在地を管轄するハローワーク

### 提出期限

- 雇用保険適用事業所設置届は労働者を雇用する事業を開始した日の翌日から起算して10日以内
- 雇用保険被保険者資格取得届は被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月の10日まで

### 備考

雇用保険法施行規則第6条、第141条

# 法人設立時に必要となる健康保険・厚生年金保険の手続き

## 制度の概要 (手続きの目的等)

次の事業所は、厚生年金保険および健康保険の加入が法律で義務づけられている。

- (1) 常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する法人事業所
- (2) 常時5人以上の従業員が働いている個人事業所（17業種）

事業所に常時使用される人は、国籍等に関係なく、すべて被保険者となる（原則として、70～75歳の方は健康保険のみの加入となる）。

## 法人設立時の 主な届出事項

### ○健康保険・厚生年金保険 新規適用届

法人番号、事業所名称、所在地、電話番号、事業主の氏名、住所等

### ○健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

被保険者氏名、性別、生年月日、個人番号等

## 申請先

日本年金機構（事務センター又は事業所の所在地を管轄する年金事務所）又は健康保険組合

## 提出期限

事実の発生から5日以内

## 備考

厚生年金保険法施行規則第13条、第15条  
健康保険法施行規則第19条、第24条